

# 単位認定試験実施要領

## 1. 該当試験

- 1 学年 単位認定試験
- 2 学年 単位認定試験
- 3 学年 単位認定試験

## 2. 日程

試験は原則として定められた授業時間内で実施し、日程については授業担当教員により一週間以上前に発表される。

## 3. 受験資格（学則第 24 条、第 25 条）

- ①各科目の単位修得時間数が終了した時点で3分の2以上出席していること。
- ②次に掲げる学生は受験することができない（追試験・再試験も同様）
  - (1) 指定の時刻までに試験場に入場しないとき。但し、遅刻の明確な事由を証明できる者に対して、他の学生との接触の有無を確認の上、別室受験をさせることがある。
  - (2) 試験に関して不正行為のあったとき。
  - (3) 試験において試験監督の指揮・命令に離反・違反したとき。
  - (4) その他、学校の規定に違反した場合。

## 4. 試験時間

筆記試験の試験時間は 50 分間を標準とする。実技試験については試験内容に応じて決定する。また、試験時間以外の時間については授業を行い規定の授業時間を満たすものとする。

## 5. 途中退出

途中退出は、原則認めない。

## 6. 再試験（学則第 27 条）

- ①各科目の成績が 60 点未満の場合は、再試験を受験することができる。
- ②再試験は 60 点を最高点とする。
- ③再試験を欠席した者に対する試験は原則として行わない。但し、正当な事由により欠席したと認められる場合は、教務会の審議を経て校長が実施を認める場合がある。
- ④再試験料は 1 科目 1 回、1,000 円とする。

## 7. 追試験（学則第 26 条）

- ①忌引、学校指定伝染病又は、学校長がやむを得ない事由と判断したときで、所定の日時に受験できなかった者は、追試験を受験することができる。
- ②追試験受験には診断書などの必要書類を提出し、学校長の許可を得なければならない。
- ③追試験は 100 点を最高点とする。
- ④①項の事由が無い場合の単位認定試験未受験は再試験扱いとする。

## 8. 不正行為

- ①学生は受験の際、必ず学生証を机の上に置き、筆記用具以外は全て鞆の中にしまう等、不正行為と間違えられないよう配慮すること。
- ②不正行為のあった場合は学則第 35 条「学生として相応しくない行為」として厳しく処分する。教務委員会を経て校長が決定する。（訓告、停学、除籍、退学）
- ③懲戒の程度に関わらず当期の試験を全て無効とし受験も許可しない。